

ファミ得パック特約プラン等の適用に関する特約 (令和元年10月1日・第7版)

(本特約の適用)

第1条 株式会社ラネット(以下「当社」といいます。)は、本特約により当社のBIC WiMAX SERVICE 契約約款(以下「約款」といいます。)に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。

(ファミ得パック特約プラン等の選択)

第2条 BIC WiMAX SERVICE 契約者(以下「利用契約者」といいます。)は、現にWiMAXファミ得パックの適用を受けている料金契約の解除と同時に2以上のWiMAX2+サービスに係る料金契約の申込みを行う場合には、約款の規定によるほか、そのうち1の料金契約について、次の基本使用料の料金種別(以下、総称して「本特約プラン」といいます。)を選択することができます。

ただし、令和元年10月1日以降、その料金契約の申込みに際して、新たにファミ得パック特約プラン(2年)、ファミ得パック特約プラン(3年)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)を選択することはできません。

- (1) ファミ得パック特約プラン(2年)
- (2) ファミ得パック特約プラン(3年)
- (3) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)
- (4) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)
- (5) ファミ得パックプランBICギガ放題(3年)
- (6) ファミ得パックプランBICギガ放題(2年自動更新あり)
- (7) ファミ得パックプランBICギガ放題(2年自動更新なし)
- (8) ファミ得パックプランBICギガ放題(期間条件なし)

2 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、本特約プランへの料金種別の変更については、本特約プランの適用を受けている料金契約(以下「特約回線契約」といいます。)に限り行うことができます。

ただし、別紙において料金種別の変更ができないこととされている場合は、その申込みを行うことはできません。

3 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、前項の規定にかかわらず、下表の左欄に定める料金種別から同表の右欄に定める料金種別への変更については、変更前の料金種別において最初の満了月(第5条で定義される満了月をいいます。)が到来している場合に限り申し込むことができるものとします。

変更前	変更後
ファミ得パック特約プラン(2年)、ファミ得パック特約プラン(3年)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)	ファミ得パックプランBICギガ放題(3年)、ファミ得パックプランBICギガ放題(2年自動更新あり)、ファミ得パックプランBICギガ放題(2年自動更新なし)、ファミ得パックプランBICギガ放題(期間条件なし)

4 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、第1項の申込みにあたって、当社が別に定める方法により、特約回線契約以外の料金契約のうち1つを主たる契約(以下「主回線契約」といいます。)として指定していただきます。

(ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)に係るプラン解除料の適用)

第3条 ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)は、その特約回線契約の提供開始日を含む料金月の翌料金月(次項の規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して36料金月が経過することとなる料金月(以下この条において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。

2 当社は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)について、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この条において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

3 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)の適用を受けている特約回線契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、第1号に定めるプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、第2号に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。

(1) プラン解除料

1 特約回線契約ごとに

区 分	料金額 (税別)
プラン解除料	9,500円

(2) 適用除外要件

- ① 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ② 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③ 別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

4 基本使用料の料金種別の変更によりファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)の適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、第1項の定めにかかわらず、変更前の料金種別に設定されていた満了月をもってその適用期間が満了するものとします。

(ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり))に係るプラン解除料の適用)

第3条 ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)は、その特約回線契約の提供開始日を含む料金月の翌料金月(次項の規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して24料金月が経過することとなる料金月(以下この条において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。

2 当社は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)について、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この条において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

3 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)の適用を受けている特約回線契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、第1号に定めるプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、第2号に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。

(1) プラン解除料

1 特約回線契約ごとに

区 分	料金額 (税別)
プラン解除料	1,000円

(2) 適用除外要件

- ① 満了月、更新月又は更新月の翌料金月に契約の解除があったとき。
- ② 更新月又はその翌料金月若しくは翌々料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③ 別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

4 基本使用料の料金種別の変更によりファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)の適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定め

られているときは、第1項の定めにかかわらず、変更前の料金種別に設定されていた満了月をもってその適用期間が満了するものとします。

(ファミ得パックプランB I Cギガ放題(2年自動更新なし)に係るプラン解除料の適用)

第4条 ファミ得パックプランB I Cギガ放題(2年自動更新なし)には最低利用期間がありません。

2 最低利用期間は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題(2年自動更新なし)の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。)から起算して24料金月が経過することとなる料金月(以下この条において「満了月」といいます。)の末日までの間とします。

3 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題(2年自動更新なし)の適用を受けている特約回線契約について、最低利用期間内に契約の解除又は料金種別の変更があったときは、第1号に定めるプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、第2号に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

(1) プラン解除料

1 特約回線契約ごとに

区 分	料金額(税別)
プラン解除料	1,000円

(2) 適用除外要件

①満了月に契約の解除があったとき。

②別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

4 基本使用料の料金種別の変更によりファミ得パックプランB I Cギガ放題(2年自動更新なし)の適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、第2項の定めにかかわらず、変更前の料金種別に設定されていた満了月をもってその最低利用期間が満了するものとします。

(ファミ得パック特約プラン(2年)等に係るプラン解除料の適用)

第5条 ファミ得パック特約プラン(2年)、ファミ得パック特約プラン(3年)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)及びファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)(以下この条において「本プラン」と総称します。)は、その特約回線契約の提供開始日を含む料金月の翌料金月(次項の規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月(以下この条において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。

区 分	適用月数
(1) ファミ得パック特約プラン(2年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)に係るもの	24料金月
(2) ファミ得パック特約プラン(3年)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)に係るもの	36料金月

2 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この条において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

3 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、本プランの適用を受けている特約回線契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、定期プラン特約に係るプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、次の各号のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

(1) 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。

(2) 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。

(3) 別紙においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

- 4 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別紙においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、第1項の定めにかかわらず、変更前の料金種別に設定されていた満了月をもってその適用期間が満了するものとします。

(本特約プランの基本使用料)

第6条 本特約プランの基本使用料の額は、下表のとおりとします。

1 特約回線契約ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)	
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)	2, 547円	
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)	2, 547円	
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)	最低利用期間内	2, 547円
	上記以外の期間	2, 717円
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)	2, 717円	
ファミ得パック特約プラン(2年)	2, 363円	
ファミ得パック特約プラン(3年)	2, 363円	
ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)	3, 047円	
ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)	3, 047円	

(基本使用料の免除)

第7条 B I C WiMAX SERVICE 契約者は、特約回線契約について、約款の規定にかかわらず、その提供開始日を含む料金月の基本使用料の支払いを要しません。

(ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年) 等に係る通信利用制限の取扱い)

第8条 ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるW i M A X 2 +通信に係る情報量を、W i M A X 2 +総量規制の要否を判断するために行う総情報量の集計から除外します。

2 前項の適用を受けている契約者回線については、W i M A X 2 +基地局設備の混雑状況によりW i M A X 2 +通信の伝送速度を制限する場合があります。

(主回線契約の解除があった場合の取扱い)

第9条 当社は、特約回線契約について、その主回線契約の解除があったときは、主回線契約に係る提供終了日を含む料金月の翌料金月の初日から、下表の右欄に掲げる料金種別を適用します。

変更前	変更後
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)	B I Cギガ放題 (3年)
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)	B I Cギガ放題(2年自動更新あり)
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)	B I Cギガ放題(2年自動更新なし)
ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)	B I Cギガ放題(期間条件なし)
ファミ得パック特約プラン(2年)	B I C定額ツープラス a uスマホ割(2年)
ファミ得パック特約プラン(3年)	B I C定額ツープラス a uスマホ割(3年)
ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)	B I C定額ギガ放題 a uスマホ割 (2年)
ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)	B I C定額ギガ放題 a uスマホ割 (3年)

(L T Eオプション料の免除)

第10条 卸契約者は、ファミ得パックプランB I Cギガ放題 (3年)、ファミ得パック特約プラン(3年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)の適用を受けている契約者回線に

については、その適用期間（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。）におけるLTEオプション料の支払いを要しません。

（本特約の変更）

- 第11条 当社は、本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲示します。

（約款との関係等）

- 第12条 本特約は約款と一体となって適用されるものとし、約款が廃止された場合は、本特約も廃止します。
- 2 本特約と約款とが矛盾する場合は、本特約に定める内容が優先します。
- 3 本特約に定めのない事項は、約款の規定に従います。
- 4 当社が約款を改正した場合、改正前の約款を適用、引用又は準用等する本特約の規定は、改正後の約款の相当する規定を適用、引用又は準用等します。

附 則（平成27年8月1日）

（実施時期）

- 1 本特約は、平成27年8月1日から実施します。
- （おトク割の取扱い）
- 2 当社は、特約回線契約の提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間に、本特約プランから料金種別の変更があったときは、約款の規定にかかわらず、対象種別（BIC定額ツープラス、BIC定額ツープラスauスマホ割（2年）、BIC定額ギガ放題auスマホ割（2年）、BIC定額ツープラスauスマホ割（3年）、BIC定額ギガ放題auスマホ割（3年））から当該変更を行った場合に準じて変更後の料金種別におトク割を適用します。
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成27年10月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
- （契約の移行に係る優遇措置の変更）
- 2 附 則（平成27年9月1日）の附則第3項中「当社が別に定める日」を「平成27年12月31日」に、同第3項中「その特約回線契約に係る登録料及びその申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料」を「その申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料」に、同第4項中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」にそれぞれ改めます。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月15日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。
- （契約の移行に係る優遇措置の変更）
- 2 平成27年8月1日の附則第3項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期日」に、同第4項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期日」にそれぞれ改めます。

附 則（平成28年1月15日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年1月15日から実施します。
（契約の移行に係る優遇措置）
- 2 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までの間に、当社が指定するWiMAX 2+機器を用いて、第2条（ファミ得パック特約プラン等の選択）に基づき特約回線契約を申し込んだときは、約款の規定にかかわらず、その申込みに関する登録料の支払いを要しません。

附 則（平成28年7月1日）

（実施時期）

- 1 本特約は、平成28年7月1日から実施します。
（長期利用割引の取扱い）
- 2 当社は、特約回線契約の提供開始日を含む料金月から起算して26料金月目以降、本特約プランから約款附則（平成28年1月15日）に定める対象種別への料金種別の変更があったときは、約款の規定にかかわらず、変更後の料金種別に長期利用割引を適用します。

附 則（平成29年6月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。
（基本使用料の料金種別の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

改正前	改正後
ファミ得パック特約プラン	ファミ得パック特約プラン(2年)
ファミ得パック特約プラン ギガ放題	ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年10月1日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別の変更に関する部分については、令和元年9月30日から実施します。
（契約の移行に係る優遇措置）
- 2 BIC WiMAX SERVICE 契約者は、令和2年3月10日までに第2条（ファミ得パック特約プラン等の選択）に基づき特約回線契約を申し込んだときは、約款の規定にかかわらず、その申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料の支払いを要しません。
- 3 令和2年3月10日までに申し込まれた特約回線契約については、基本使用料の料金種別に応じて、その提供開始日を含む料金月から起算して下表の割引期間が満了するまでの間、それぞれの基本使用料から下表の割引額を控除する取扱いを行います。
ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の割引額を日割りして適用します。

区 分	割引期間	割引額（税抜）
ファミ得パックプランB I Cギガ放題（2年自動更新あり）、ファミ得パックプランB I Cギガ放題（2年自動更新なし）、ファミ得パックプランB I Cギガ放題（期間条件なし）に係るもの	25料金月間	1特約回線契約ごとに月額184円
ファミ得パックプランB I Cギガ放題（3年）に係るもの	37料金月間	1特約回線契約ごとに月額184円
ファミ得パック特約プラン ギガ放題（2年）に係るもの	25料金月間	1特約回線契約ごとに月額684円
ファミ得パック特約プラン ギガ放題（3年）に係るもの	37料金月間	1特約回線契約ごとに月額684円

- 4 前項の適用を受けている特約回線契約について、契約の解除又は基本使用料の料金種別の変更（その変更の際して適用期間が引き継がれるものを除きます。）があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって前項の適用を廃止します。

区 分	割引終了月
特約回線契約の解除があった場合	その解除日を含む料金月
基本使用料の料金種別の変更があった場合	その変更日を含む料金月の前料金月

- 5 附 則（平成27年8月1日）の附則第3項及び第4項を「削除」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別紙

区分	変更後			
	ファミ得バックプランB I C ギガ放題 (2年自動更新あり)	ファミ得バックプランB I C ギガ放題 (2年自動更新なし)	ファミ得バックプランB I C ギガ放題 (期間条件なし)	
変更前	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (3年)	×	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)		◎	□
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)	◎		□
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)	□	□	
	ファミ得バック特約プラン(2年)	○	○	○
	ファミ得バック特約プラン(3年)	○	○	○
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(2年)	○	○	○
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(3年)	○	○	○

区分	変更後		
	ファミ得バック特約プラン(2年)	ファミ得バック特約プラン(3年)	
変更前	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (3年)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)	×	×
	ファミ得バック特約プラン(2年)		×
	ファミ得バック特約プラン(3年)	×	
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(2年)	◎	×
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(3年)	×	◎

区分	変更後		
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題 (2年)	ファミ得バック特約プラン ギガ放題 (3年)	
変更前	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (3年)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新あり)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (2年自動更新なし)	×	×
	ファミ得バックプランB I Cギガ放題 (期間条件なし)	×	×
	ファミ得バック特約プラン(2年)	◎	×
	ファミ得バック特約プラン(3年)	×	◎
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(2年)		×
	ファミ得バック特約プラン ギガ放題(3年)	×	

※各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
×	不可	—	—
□	可	—	—
○	可	—	プラン解除料の支払いを要さない
◎	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料の支払いを要さない